

公益財団法人相模原市産業振興財団 産学連携スタート支援事業補助金交付要綱  
(趣旨)

第1条 この要綱は、市内中小企業者等が大学・公設試等の研究機関等との連携による新技術・新製品開発、既存技術の高度化のための取組を促進することにより、中小企業者等の技術力の向上及び製品・技術の高付加価値化に寄与するため、中小企業者等が大学・公設試等と共同研究又は委託研究（以下「共同研究等」という。）を行う際に要する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等：中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合のうち、市内工業の振興を目的として設立された組合をいう。
- (2) 大学：学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第27条に規定する職業能力開発総合大学校をいう。
- (3) 公設試等：国立研究開発法人、独立行政法人及び地方独立行政法人であって試験研究に関する業務を行うもの、国及び地方公共団体の試験研究機関をいう。

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができるものは、市内に事業所を有して1年以上事業を営んでいる中小企業者等又は株式会社さがみはら産業創造センターのインキュベーション施設に入居している中小企業者等であって、次の各号のいずれにも該当するもの（以下「補助事業者」という。）とする。

- (1) 補助事業に係る研究開発拠点が市内の事業所であること。
- (2) 相模原市が課税する市税に未納がないこと。

(補助の対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、新技術・新製品

開発や既存技術の高度化等に関するテーマで新たに開発しようとする、次に掲げる研究等とする。

- (1) 共同研究
- (2) 委託研究
- (3) 前2号に掲げるもののほか、共同研究等の内容から判断して理事長が特に認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次に該当する場合については、補助事業としない。

- (1) 国、地方公共団体又は他の公的機関から補助金又はこれに類するものを受けている事業
- (2) 共同研究等に技術開発に関する内容が含まれていない事業  
(補助の対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、当該年度内に実施する共同研究等に係る契約に基づき、補助事業者が大学・公設試等に支払う費用とする。但し、消費税相当額については対象外とする。

(補助率及び補助額)

第6条 補助事業に対する補助率は以下のとおりとし、上限は25万円とする。

- (1) 市内の大学等と共同研究等を実施する場合の補助率は3分の2以内
- (2) 市外の大学等と共同研究等を実施する場合の補助率は2分の1以内
- (3) 補助事業者が前年度に本補助金の交付を受けている場合の補助率は3分の1以内

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 補助金の交付については、共同研究等の回数にかかわらず、1年度当たり1回とする。

4 公益財団法人相模原市産業振興財団理事長（以下「理事長」という。）は、補助事業者に対し、毎年度予算の範囲内で交付するものとする。また、予算を上回る申請があった場合は、新たに本補助金を利用しようとする者を優先して採択するほか、予算額に応じて助成額を切り下げるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者は、次に掲げる書類を理事長に提出

しなければならない。

- (1) 産学連携スタート支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 大学・公設試等との共同研究等に係る契約書又は契約書案の写し
- (3) 会社案内等の企業の概要に関する資料
- (4) 法人の登記事項証明書
- (5) 市税領収書の写し又は納税証明書
- (6) その他理事長が必要とする書類

2 理事長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、補助事業及び交付しようとする補助金の額を内定し、産学連携スタート支援事業補助金交付内定通知書（第2号様式）により、補助対象者に通知するものとする。

（現地調査等）

第8条 理事長は、補助事業者に対し、必要に応じて補助事業の進捗について現地調査等（大学等を含む）を行うことができるものとする。

（計画変更・中止等の申請）

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ産学連携スタート支援事業補助金変更（中止・廃止）申請書（第3号様式）を理事長に提出し、その承認を請けなければならない。

- (1) 名称又は代表者若しくは事務所の位置、補助事業の内容を変更するとき。
- (2) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (3) 合併又は解散したとき。

2 理事長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ補助金交付内定通知の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、事業完了後速やかに、次に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) 産学連携スタート支援事業補助金に係る事業報告書（第4号様式）
- (2) 産学連携スタート支援事業補助金交付内定通知書の写し
- (3) 大学等からの研究報告書等の成果物の写し
- (4) 領収書の写し等、支出を証する書類
- (5) その他理事長が必要とする書類

(交付の決定)

第11条 理事長は、前条の報告があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、産学連携スタート支援事業補助金交付決定通知書（第5号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助事業者は、前条の決定があったときは、産学連携スタート支援事業補助金請求書（第6号様式）を前条に定める通知書の写しを添えて理事長に提出し、補助金の請求を行うものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 理事長は、補助事業について次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助事業に関し、補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は理事長の指示に従わなかったとき。
- (3) 法令等に違反するなど、補助事業者としてふさわしくないと理事長が認めたとき。

(補助金の返還)

第14条 理事長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取消した場合において、取消しに係る部分についてすでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。